

# 高取まちづくり協議会

## 第3回 通常総会



理事会



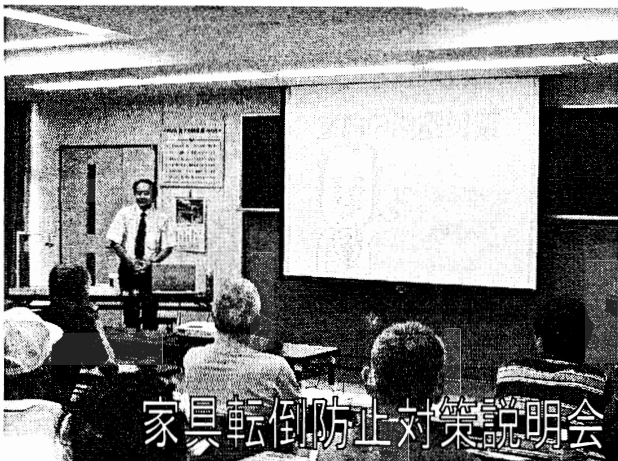
カーテンが講習会



あいさつワッパン配布



たかとりブルーハトロール



家具転倒防止対策説明会



稗田川植栽

日時 平成23年5月21日(土)  
午後7時00分から  
会場 高取公民館 会議室(1階)

# 高 取 ま ち づ く り 協 議 会

## 第 3 回 通常総会 次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
  - 第 1 号議案 平成 2 2 年度 事業報告の承認について P 1
  - 第 2 号議案 平成 2 2 年度 収支決算の承認について P 4
  - 第 3 号議案 平成 2 3 年度 事業計画(案)の承認について P 5
  - 第 4 号議案 平成 2 3 年度 収支予算(案)の承認について P 6
  - 第 5 号議案 役員(案)について P 7
- 4 来賓のあいさつ
- 5 閉会のことば

### 参考資料

- ・ 設立趣旨書と規約 P 10
- ・ 実施事業グループ編成名簿(案) P 15

## 第1号議案

### 平成22年度 高取まちづくり協議会事業報告書

#### 1 事業実施の概略

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的として下記の事業を実施した。具体的には防犯事業、防災事業、コミュニケーション事業、環境美化事業を実施した。

#### 2 事業の実施に関する事項

##### (1) 防犯事業

###### ① 青色回転灯車両による防犯パトロール

〔内 容〕 青色回転灯車両により児童の下校時と夜間に防犯パトロールを実施した。

〔日時・場所〕 週6回程度（1回約2時間）、高取小学校区全域

〔実施者〕

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年末	1	2	3	合計
実施日数	24	19	10	22	22	23	11	15	22	6	20	9	18	221
従事者延人数	57	39	21	62	68	66	19	39	55	18	52	18	46	560

###### ② 徒歩パトロール

〔内 容〕 各町内を徒歩によりパトロールを実施した。

〔日時・場所〕 毎月15日の日（1回1時間程度）高取小学校区全域

###### ③ 青色防犯パトロール講習会の参加

〔内 容〕 青パト運転資格取得者増又は更新のため講習会に参加した。

〔日時・場所〕 5月12日（水）・10月29日（金）午後7時～ 中央公民館

〔参加人数〕 62名

###### ④ 散歩パトロール

〔内 容〕 日々の散歩時に実施して頂いたり、高浜市シルバー人材センターの方が徒歩によりパトロールを実施した。

〔日時・場所〕 随時、シルバー人材センターの方は年4回（1回1時間程度）高取小学校区全域

##### (2) 防災事業

###### ① 防災講演会の開催

〔内 容〕 震災における家具転倒防止対策の実例や対策の誰でも取り組むことができる具体的な方法について講演いただいた。

〔日時・場所〕 9月18日（土）午前9時30分～午前11時30分 高取公民館1階

〔講師〕 たくみ設計室代表 鈴木啓之 氏 〔参加人数〕 30名

###### ② 防災訓練（総合防災訓練・まち協防災訓練）

〔内 容〕 総合防災訓練として駿河湾沖マグニチュード7.8、高浜市震度6弱、死傷者、家屋倒壊、火災発生想定をし発電機の取扱や仮設トイレの組立、応急手当・オイルパン火災の消火方法やバケツリレーを町内会と合同で訓練した。また防災力向上のため、まち協防災訓練を農業まつりと同時開催し、起震車体験訓練、AED（自動体外式除細動器）訓練、非常食の試食、煙体験などを行った。

〔日時・場所〕

- ・総合防災訓練 8月29日(日)午前7時30分～午前10時 高取小グラウンド
- ・まち協防災訓練 11月28日(日)午前10時～午後3時 五反田グラウンド

〔参加人数〕

	本郷町	清水町	向山町	論地町	市内他町	市外	合計(人)
起震車	25	2	90	71	232	35	455
けむり	76	23	100	99	370	54	722
AED	6	13	20	22	51	8	120
記念撮影	8	0	21	16	102	19	166
水消火器	14	3	19	39	160	27	262
合計	129	41	250	247	915	143	1725

※非常食試食等 ・非常食 600食準備 ・保存水 2L×60本準備

(3) あいさつ・声かけ事業

① あいさつ・声かけ実践

・あいさつ・声かけ実践

〔内容・日時〕 高取小学校PTA・高取幼稚園PTA・高取保育園保護者の会のあいさつ運動日  
交通安全の日と町内会の資源ごみステーションの立ち当番のときに、タスキをかけてあいさつ・声かけを実践した。また高取保育園と高取幼稚園新入園児にあいさつワッペンを配布した。

〔場所〕 既定の場所

・親子で考える標語募集

〔内容〕 明るい挨拶で元気なまちづくりと犯罪抑止の効果を期待して、高取小学校・高取幼稚園・高取保育園に標語募集をかけ、入賞標語を横断幕にし設置した。

〔日時〕 標語募集期間9月、横断幕設置11月28日(日)

〔設置場所〕 JA高取支店駐車場フェンスと五反田グラウンドフェンス

② ふれあい交流事業

〔内容〕 高取地区の子ども会が交流事業を行った。

〔団体〕 向山町(ひまわり)、論地町(ろんち)、本郷町(なかよし)、清水町(かえるクラブ)

(4) まちなか美化事業

① ごみ分別収集の指導とエコキャップ回収活動

〔内容〕 ペットボトルキャップの分別回収による再資源化の促進とCO2削減・発展途上国の子ども達へのワクチン代となるように活動した。

〔回収日時・場所〕 随時、高取公民館1階とまち協事務所内

〔回収個数〕 23年3月9日までの集計で約61,722個

② 不法投棄等防止事業

〔内容〕 ゴミの散乱防止にカラス避けネットを各町内会へ配布した。また、環境美化を周知するための看板を設置した。

〔場所〕 燃えるごみ収集各拠点、高取小学校区内看板の必要な場所

### ③ ガーデニング事業

〔内 容〕 花と緑にふれあう目的によりガーデニング講習会を開催した。また高取公民館の花壇周辺にひまわりやライラック・花海棠を季節ごとに植えた。

・講習会

〔日 時〕 5月8日(土) インドアガーデン講習会 午前10時から午前11時  
12月4日(土) 正月飾り講習会 午前10時30分から午前11時30分

〔場所・講師〕 藤浦園芸株式会社 代表取締役 藤浦顕次 氏

〔参加人数〕 33名

・公民館周辺のガーデニング

〔日時・内容〕 5月28日(金) ひまわり植え、10月10日(土)ライラック・花海棠苗木植え

### (5) 稗田川「花と緑ふれあい公園」事業

〔内 容〕 稗田川を中心とした住民たちがふれ合える花と緑に囲まれたやさしい憩いのまちづくりを狙いとし、高取地区の住民の方に参加を呼びかけて彼岸花の球根やライラックと花海棠の苗木を植えた。また稗田川の川沿いの木が生い茂って暗く防犯上も危険であるため木の間引き伐採作業を行った。

〔日時・参加人数〕

彼岸花の球根植え 7月4日(日) 午前9時～11時 145名

ライラック・花海棠の苗木植え 10月10日(日) 午前9時～10時 112名

樹木伐採 12月6日～8日

〔場 所〕 彼岸花・ライラックは中学橋から法響橋の間、花海棠は法響橋から前橋の間  
伐採箇所は中学橋から稗田橋の中間あたりまで

### (6) ハード整備事業

〔内 容〕 稗田川沿いの夜間の暗闇解消や各町内会ごとにある緊急時の一時避難場所への明確な目印のための対策として、太陽光LED照明を設置し、犯罪抑止を図り安全・安心な地域づくりを行った。

〔期 間〕 9月～12月

〔設置数量〕 17基

### (7) お知らせ事業

〔内 容〕 高取まちづくり協議会活動を広報するため、年2回「いなほ」を発行した。

〔発行時期〕 7号:平成22年8月、8号:平成23年2月発行

〔配布対象者〕 四町内会 約1,950世帯

第2号議案

平成22年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

I 収入の部		科目	予算額	決算額	対予算差額	備考
1	補助金等収入		8,384,955	8,384,955	0	6,729,000 市からの交付金 1,655,955 宝くじ基金(22年度限り)
2	参加費収入		50,000	56,500	6,500	交流会、ガーデニング講習会参加費
3	雑収入		30,000	69,590	39,590	預金利息、ビニール代、傷害保険前年返還分
4	前年度繰越金		1,357,908	1,357,908	0	
5	セブンイレブンみどりの基金助成金		1,860,600	1,860,600	0	22年度限り
6	ハード整備事業交付金		5,000,000	5,000,000	0	年度途中からの事業
収入合計			16,683,463	16,729,553	46,090	
II 支出の部		科目	予算額	決算額	残額	備考
1	事業費	計	12,613,600	11,716,368	897,232	
1)	防犯パトロール事業		808,000	560,892	247,108	
	青パト事業		779,000	538,420	240,580	燃料、保険、点検、謝礼、飲料【ハード整備事業へ400,000円、徒歩パトへ3,000円流用】
	徒歩パト事業		15,000	14,984	16	飲料代、夕茶【青パト事業より3,000円流用】
	緊急パト事業		2,000	0	2,000	
	散歩パト事業		12,000	7,488	4,512	飲料代
2)	防災事業		956,000	670,427	285,573	
	防災講演会の開催		60,000	51,336	8,664	講師謝礼、参加者飲料代
	災害時要援護者の把握		205,000	0	205,000	
	まち協防災訓練		691,000	619,091	71,909	町内会訓練費、訓練消耗品、消火器・消火器ケース
3)	あいさつ・声かけ事業		746,000	686,150	59,850	
	あいさつ・声かけ活動事業		246,000	186,150	59,850	ツッポン、横断幕、賞品代
	ふれあい交流事業		500,000	500,000	0	子ども会交流事業費
4)	まちなか美化事業		195,000	105,200	89,800	
	ごみ分別収集の指導		7,000	4,468	2,532	かご
	不法投棄等防止事業		29,000	27,300	1,700	カセット【ガーデニング事業へ39,000円流用】
	まち発見ウォーキング事業		85,000	0	85,000	
	ガーデニング事業		74,000	73,432	568	講習会参加費、種【不法投棄防止事業より39,000円流用】
5)	稗田川花と緑ふれあい事業		4,408,600	4,200,249	208,351	看板、間伐代、お土産、飲料等(セブンイレブン基金1,860,600円含む)
6)	広報誌いなほ発行事業		100,000	93,450	6,550	印刷代2回
7)	ハード整備事業		5,400,000	5,400,000	0	防犯灯17基(交付金5,000,000円と青パト事業より400,000円流用し年度途中に予算新設)
2	管理費	計	3,855,955	3,362,340	493,615	
1)	謝礼		1,354,000	1,128,800	225,200	団体・事務局謝礼
2)	会議費		151,000	117,978	33,022	飲料代
3)	旅費交通費		8,000	0	8,000	
4)	消耗品費		141,000	126,807	14,193	事務用品・茶葉等【備品購入費へ148,680円流用】
5)	通信運搬費		35,000	34,907	93	電話代・切手代
6)	手数料		311,000	266,543	44,457	複写機リース・コピー代
7)	保険料		200,000	31,350	168,650	活動保険料
8)	備品購入費		1,655,955	1,655,955	0	宝くじ基金の発電機・テント・プロジェクタ等【消耗品費より148,680円流用】
3	予備費		213,908	0	213,908	
支出合計			16,683,463	15,078,708	1,604,755	
次期繰越収支差額			収入	支出	残額	次年度へ繰越
			16,729,553	15,078,708	1,650,845	

監 査 報 告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成23年 5月 6日

監 事

見澤正弘

監 事

杉浦正博

第3号議案

平成23年度 高取まちづくり協議会事業計画書 (案)

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進することを目的として、下記の事業を計画実施する。具体的には、防犯に関する事業、防災に関する事業、あいさつ・声かけに関する事業、まちなか美化に関する事業、稗田川「花と緑ふれあい」事業とし、地域での活動を行う。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1) 防犯事業	①防犯パトロール (ブルパト車)		・通常巡回 (○) 月 火 水 木 金 土 夜 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 昼 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										○年末特別パトロール
	②徒歩パトロール		毎月15日各町内を徒歩により回る。										
	③散歩パトロール		随時										
	④緊急パトロール		必要時										
	⑤青パト運転資格者増		取得後2年経過された方の更新・新規の方が講習会へ参加。	○5/11	○6/28				○未定				
2) 防災事業	①防災講演会開催		「私たちのまちは、私たちが守ろう」「災害に強い、支え合いのまちをつくらう」を活動目標とし、活動目標に向けた講演会を行う。			→ ○未定							
	②防災訓練		市総合防災訓練開催時に避難誘導訓練や消火器訓練等の実動訓練を行う。 農業まつり開催時に、地震体験車による地震、煙、非常食体験など子どもも参加できる訓練を行い災害に耐える啓発を図る。				→ ○9/4						→ ○11/27
3) あいさつ・声かけ事業	①あいさつ・声かけの実践		分別収集(拠点17箇所)、交通安全指導時(11箇所と幼稚園・保育園付近)、高取小学校あいさつ運動時に各従事者によって行う。また、親子で考えるあいさつ標語の募集をかけ、横断幕にして地域全体で明るいあいさつができるようにする。			→ ○フッペン配布準備							→ ○11/27表形式・横断幕設置
	②ふれあい交流事業		子どもを中心とした世代間交流を行う。(子ども会を中心として行う)										
4) まちなか美化事業	①ごみ分別収集の指導		ごみ分別収集の指導とエコキャップ回収を行う。										
	②不法投棄等防止事業		まちなかがきれいになるように不法投棄看板設置や、ごみの散乱を防止していく。										
	③まち発見ウォーキング事業		さまざまな世代が交流しながらまち歩きを行い、まちの魅力や改善点をマップ等にまとめる。										
	④ガーデニング事業		季節に合ったガーデニング講座を開催したり、地域や公民館(拠点)周辺を花で彩る。										○講習会予定
5) 稗田川「花と緑ふれあい公園」事業		稗田川周辺木の間引きや草刈りなどを行い、また、彼岸花を植えて、地域の人がふれあえる、憩える場所にしていく。											
6) 広報誌「いなほ」発行事業		高取まち協会の広報と地域の話題など年4回発行する	○										○

第4号議案

平成23年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	23年度予算額	22年度決算額	増減額	備考
1	補助金等収入	6,965,000	8,384,955	△ 1,419,955	市からの交付金(宝くじ基金22年度限り)
2	参加費収入	30,000	56,500	△ 26,500	講座等参加費
3	雑収入	30,000	69,590	△ 39,590	預金利息、コピー代
4	前年度繰越金	1,650,845	1,357,908	292,937	
	※セブンイレブンみどりの基金助成金	0	1,860,600	△ 1,860,600	22年度限り
	※ハード整備事業交付金	0	5,000,000	△ 5,000,000	22年度限り
	収入合計	8,675,845	16,729,553	△ 8,053,708	

II 支出の部	科目	23年度予算額	22年度決算額	増減額	備考
1	事業費	5,756,000	11,716,368	△ 5,960,368	
1)	防犯パトロール事業	1,562,000	560,892	1,001,108	
	青パト事業	1,380,000	538,420	841,580	保険、燃料、謝礼、飲料、青パト修繕料(300,000円)、車検(150,000円)、防犯ヘルメット帽子(150,000円)
	徒歩パト事業	99,000	14,984	84,016	謝礼、飲料代
	緊急パト事業	35,000	0	35,000	飲料代
	散歩パト事業	48,000	7,488	40,512	飲料代
2)	防災事業	451,000	670,427	△ 219,427	
	防災講演会の開催	77,000	51,336	25,664	講師料、食事代、参加者飲料代
	まち協防災訓練	374,000	619,091	△ 245,091	四町内会規定額訓練費、訓練消耗品、飲料代(消火器・ケースの購入を縮小)
3)	あいさつ・声かけ事業	750,000	686,150	63,850	
	あいさつ・声かけ活動事業	250,000	186,150	63,850	フック、横断幕(交換用含む)、賞品代
	ふれあい交流事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業費
4)	まちなか美化事業	240,000	105,200	134,800	
	ごみ分別収集の指導	7,000	4,468	2,532	消耗品費
	不法投棄等防止事業	68,000	27,300	40,700	カスネット、看板支柱代(40,000円)
	まち発見ウォーキング事業	85,000	0	85,000	講師料、PR代、飲料代
	ガーデニング事業	80,000	73,432	6,568	花の苗、講習会参加費(2回)
5)	稗田川花と緑ふれあい事業	2,543,000	4,200,249	△ 1,657,249	球根、草刈機、伐採代、チラシ印刷代、消耗品(植栽回数H22:2回→H23:1回)
6)	広報誌いなほ発行业業	210,000	93,450	116,550	カラー印刷代(4回)
	※ハード整備事業	0	5,400,000	△ 5,400,000	22年度限り
2	管理費	2,711,000	3,362,340	△ 651,340	
1)	謝礼	1,860,000	1,128,800	731,200	団体、事務局謝礼、活動費(500,000円)
2)	会議費	100,000	117,978	△ 17,978	飲料代
3)	旅費交通費	8,000	0	8,000	交通費
4)	消耗品費	200,000	126,807	73,193	事務用品、事務所消耗品など
5)	通信運搬費	43,000	34,907	8,093	電話代・ファキ切手代
6)	手数料	300,000	266,543	33,457	コピー機リース料、コピー料
7)	保険料	200,000	31,350	168,650	活動保険料
	※備品購入費	0	1,655,955	△ 1,655,955	22年度限り
3	予備費	208,845	0	208,845	
	支出合計	8,675,845	15,078,708	△ 6,402,863	

科目間の流用は認める。



第5号議案

平成23年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

役職名	区分	氏名	備考
会長	継続	平山裕稔	論地町町内会 18年度会長
副会長	継続	神谷強	防犯グループリーダー
副会長	継続	酒井康満	論地町町内会 20年度会長
代表理事	新規	荒川義孝	あいさつ・声かけグループリーダー
代表理事	継続	荒川昭治	まちなか美化グループリーダー
代表理事	継続	神谷俊夫	稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトリーダー
代表理事	新規	加藤正義	高取会会長（清水町町内会23年度会長）
代表理事	継続	竹内亨弘	高取公民館 館長
代表理事	新規	杉浦久美	高取地区子ども会 23年度副会長
代表理事	新規	杉浦久仁子	高取婦人会 23年度会長

事務局長	継続	神谷文夫	向山町町内会 18年度会長
会計	継続	深谷洋定	清水町町内会 20年度会長

監事	継続	見澤正弘	清水町町内会 18年度会長
監事	継続	杉浦正博	論地町町内会 19年度会長

顧問	小野田 由紀子	高浜市議会議員
顧問	杉浦 敏和	高浜市議会議員
顧問	磯田 義弘	高浜市議会議員

網かけは新規の方（敬称略）

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
理 事	平 山 裕 稔	論地町町内会 18年度会長
理 事	神 谷 強 強	本郷町町内会 20年度会長
理 事	酒 井 康 満	論地町町内会 20年度会長
理 事	神 谷 文 夫	向山町町内会 18年度会長
理 事	深 谷 洋 定	清水町町内会 20年度会長
理 事	加 藤 正 義	清水町町内会 23年度会長
理 事	青 山 光 博	清水町町内会 23年度副会長
理 事	磯 野 保 夫	清水町町内会 19年度会長
理 事	服 部 允 彦	清水町町内会 22年度会長
理 事	佐 野 松 男	本郷町町内会 23年度会長
理 事	野々山 安 清	本郷町町内会 23年度副会長
理 事	荒 川 明 人	本郷町町内会 18年度会長
理 事	神 谷 俊 夫	本郷町町内会 19年度会長
理 事	生 田 泰 清	本郷町町内会 22年度会長
理 事	杉 浦 秀 敏	向山町町内会 23年度会長
理 事	丸 木 久 芳	向山町町内会 23年度副会長
理 事	杉 浦 邦 彦	向山町町内会 20年度会長
理 事	太 田 邦 弘	向山町町内会 22年度会長
理 事	深 谷 幸 則	論地町町内会 23年度会長
理 事	杉 浦 祚 文	論地町町内会 23年度副会長
理 事	福 井 信 幸	論地町町内会 22年度会長
理 事	竹 内 亨 弘	高取公民館 館長
理 事	神 谷 勇 二	高取小学校 校長
理 事	神 谷 理	高取小学校 教頭
理 事	都 築 公 人	高浜中学校 校長
理 事	高 橋 正	南中学校 校長
理 事	森 下 雅 臣	高取小学校PTA 23年度会長
理 事	杉 浦 喜 博	高取小学校PTA 23年度副会長
理 事	荒 川 義 孝	高取小学校PTA 22年度会長
理 事	兵 藤 真由美	高取幼稚園PTA 23年度会長
理 事	酒 向 ま り	高取幼稚園PTA 23年度副会長
理 事	竹 内 と も み	高取保育園保護者の会 23年度会長
理 事	榊 原 景 子	高取保育園保護者の会 23年度副会長
理 事	杉 浦 久 美	高取地区子ども会 23年度副会長
理 事	川 角 京 子	高取地区子ども会 22年度副会長
理 事	松 野 友 子	子ども会（ひまわり）23年度会長
理 事	平 山 ひとみ	子ども会（ろんち）23年度会長
理 事	高 橋 泰 代	子ども会（なかよし）23年度会長
理 事	杉 浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
理 事	川 角 美 行	高取婦人会 23年度副会長
理 事	野々山 千葉子	高取婦人会 22年度会長
理 事	川 角 てる子	高取婦人会 22年度副会長
理 事	杉 浦 嘉 之	いきいきクラブ（向山親友会）23年度会長
理 事	酒 井 修	いきいきクラブ（新和会）23年度会長
理 事	杉 浦 利 雄	いきいきクラブ（本郷白秋会）23年度会長
理 事	飯 本 重 弘	いきいきクラブ（清水会）23年度会長
理 事	浅 野 勝 次	いきいきクラブ（清水会）21年度会長
理 事	荒 川 昭 治	かるがも会 代表
理 事	深 谷 清 數	かるがも会 代表
理 事	野々山 啓	消防第4分団 23年度分団長
理 事	川 角 拓 也	消防第4分団 23年度副分団長

正会員	小 高 国 博	高取小学校PTA 19年度会長
正会員	兵 藤 勲	いきいきクラブ 新和会 19・20年度会長
正会員	丹 羽 保 則	いきいきクラブ 向山親友会 19・20年度会長
正会員	長 田 正 雄	高取小学校PTA 20年度会長
正会員	杉 浦 万 亀子	高取婦人会 20年度会長
正会員	兵 藤 碧	高取婦人会 20年度副会長
正会員	鈴 木 英 男	清水町町内会 21年度会長
正会員	大 岡 和 弘	本郷町町内会 21年度会長
正会員	神 谷 修	向山町町内会 21年度会長
正会員	平 山 誠 輝	論地町町内会 21年度会長
正会員	松 野 盛 高	高取小学校PTA 21年度会長
正会員	酒 井 節 子	高取婦人会 21年度会長
正会員	杉 浦 京 子	高取婦人会 21年度副会長
正会員	杉 浦 道 雄	いきいきクラブ 向山親友会 22年度会長
正会員	深 谷 重 男	いきいきクラブ 本郷白秋会 22年度会長

協力会員	兵 藤 達 彦	高取公民館 20年度 館長
協力会員	角 谷 とみ子	高取婦人会 19年度会長
協力会員	井 尾 詩 絵	高取婦人会 19年度副会長
協力会員	石 川 あい子	健康づくり推進委員 20年度委員
協力会員	兵 藤 範 幸	いきいきクラブ(本郷白秋会) 20年度会長
協力会員	安 井 康 二	論地町
協力会員	川 角 悦 夫	向山町
協力会員	神 谷 香代子	向山町

協力団体	(社) 高浜市シルバー人材センター	代表 多田 満夫
------	-------------------	----------

## 高取まちづくり協議会設立趣旨書

今日、日本社会は大きな転換期を迎えています。地方分権の進展や少子高齢社会の到来に加え、国・地方においても厳しい財政状況が続くことが予測されます。これからは、何より「地域でできることは、地域で行う」、「地域だけでできないことは、行政と協働して行う」といった考えのもと、地域の自主的・主体的な取り組みが重要になってきます。

そのためには、「物の豊かさ」によって忘れかけた「人と人のつながり」、「助け合い」といった「心の豊かさ」を再生させる「新しい社会」を私たちの手で創り上げていかなければなりません。

ここ高取地区は、緑豊かな自然とコミュニティのつながりによって、住民の温かい心を育んできました。しかし、近年、少子高齢化の進展や、戸建て住宅の大規模な建設により新しい住民が急増したことで、地縁関係の希薄化が懸念されるなど地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、増加する街頭犯罪の抑止や、将来、発生が予測される東海地震・東南海地震などからの被害を最小限に食い止めるためには、地域の住民が一致団結してこれらの対策に取り組む必要があります。

そこで、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取地区の人たちが互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、心ふれあう安全・安心なまちづくりを目指し、ここに「高取まちづくり協議会」を設立します。

平成20年8月30日

高取まちづくり協議会設立準備委員会

会長 平山裕稔

## 高取まちづくり協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯事業
- (2) 防災事業
- (3) コミュニケーション事業
- (4) 環境美化事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

### 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協議会の運営に参画する個人
- (2) 協力会員 協議会の趣旨に賛同して、協議会の活動に参加し、又は支援する個人又は団体  
(入会)

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
  - (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
  - (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。
- 2 正会員又は協力会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は協力会員である団体が解散したとき。

（退会）

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第4章 役員等

（役員の種類及び定数）

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 40人以上60人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事に次の役職を設ける。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上3人以内
- (3) 代表理事 10人以内

（選任等）

第10条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

（職務）

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

（任期等）

第12条 役員は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（顧問）

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

（事業グループ）

第15条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

- 2 正会員は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。

- 3 事業グループにグループリーダーを置き、理事であるグループ員の中からグループ員の互選によって定める。
- 4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第16条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及其の会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及其の会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 代表者会

(構成等)

第35条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事業グループリーダー、事務局長、会計及び事務局職員をもって構成する。

(権能)

第36条 代表者会は、次の事項について議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) その他事業グループ間の調整を要する事項

(会議)

第37条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者会は、会長が招集する。

3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第39条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第44条 この規約は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第45条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

## 第10章 雑則

(雑則)

第47条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。



平成23年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯・防災グループ

(敬称略)

	氏名	所属団体等
防犯リーダー	神谷 強	本郷町町内会 20年度会長
1	青山 光博	清水町町内会 22年度副会長
2	野々山 安清	本郷町町内会 22年度副会長
3	丸木 久芳	向山町町内会 22年度副会長
4	杉浦 祚文	論地町町内会 22年度副会長
5	杉浦 邦彦	向山町町内会 20年度会長
6	竹内 亨弘	高取公民館 館長
7	杉浦 久仁子	高取婦人会 23年度会長
8	野々山 千葉子	高取婦人会 22年度会長
9	深谷 清数	かるがも会 代表
10	野々山 啓	消防第4分団 23年度分団長
11	川角 拓也	消防第4分団 23年度副分団長

あいさつ・声かけグループ

(敬称略)

リーダー	氏名	所属団体等
	荒川 義孝	高取小学校PTA 22年度会長
1	神谷 理	高取小学校 教頭
2	森下 雅臣	高取小学校PTA 23年度会長
3	杉浦 喜博	高取小学校PTA 23年度副会長
4	兵藤 真由美	高取幼稚園PTA 23年度会長
5	酒向 まり	高取幼稚園PTA 23年度副会長
6	竹内 ともみ	高取保育園保護者の会 23年度会長
7	榊原 景子	高取保育園保護者の会 23年度副会長
8	杉浦 久美子	高取地区子ども会 23年度副会長
9	川角 京子	高取地区子ども会 22年度副会長
10	松野 友子	子ども会(ひまわり) 23年度会長
11	平山 ひとみ	子ども会(ろんち) 23年度会長
12	高橋 泰代	子ども会(なかよし) 23年度会長

まちなか美化グループ

(敬称略)

リーダー	氏名	所属団体等
	荒川 昭治	かるがも会 代表
1	磯野 保夫	清水町町内会 19年度会長
2	川角 美行	高取婦人会 23年度副会長
3	川角 てる子	高取婦人会 22年度副会長
4	浅野 勝次	いきいきクラブ(清水会) 21年度会長
5	杉浦 嘉之	いきいきクラブ(向山親友会) 23年度会長
6	酒井 修	いきいきクラブ(新和会) 23年度会長
7	杉浦 利雄	いきいきクラブ(本郷白秋会) 23年度会長
8	飯本 重弘	いきいきクラブ(清水会) 23年度会長

稗田川「花と緑ふれあい公園」プロジェクトチーム

(敬称略)

リーダー	氏名	所属団体等
	神谷 俊夫	本郷町町内会 19年度会長
1	荒川 明人	本郷町町内会 18年度会長
2	荒川 昭治	かるがも会 代表
3	杉浦 邦彦	向山町町内会 20年度会長
4	神谷 勇二	高取小学校 校長
5	服部 允彦	清水町町内会 22年度会長
6	生田 泰清	本郷町町内会 22年度会長
7	太田 邦弘	向山町町内会 22年度会長
8	福井 信幸	論地町町内会 22年度会長
9	加藤 正義	清水町町内会 23年度会長
10	佐野 松男	本郷町町内会 23年度会長
11	杉浦 秀敏	向山町町内会 23年度会長
12	深谷 幸則	論地町町内会 23年度会長

※協力団体

10	杉浦 好	水明会 代表
11	杉浦 勝利	清流会 代表

## 高取まちづくり協議会 事務局

### 連絡先

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 高取公民館 2階
TEL/FAX	55-3894
事務員在住時間	13:30~16:30 (土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

### まち協事務室の利用について

- ・『まち協の各団体』がまち協の事業等の打合せを行う際に利用できます。(無料)

### まち協のコピー機の利用について

- ・1枚(片面)5円とし(まち協の資料コピーは無料)、事務員在住時間内にて、「コピー使用簿」に記入してください。

## 高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。